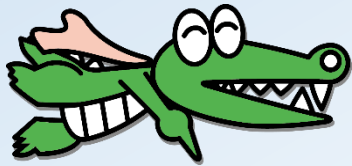
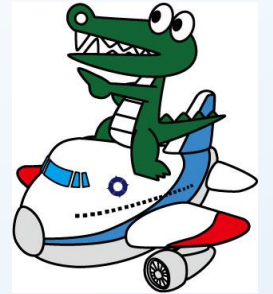


豊中市の災害時個別避難計画推進事業 の取組みについて



令和4年(2022年)3月
豊中市福祉部地域共生課

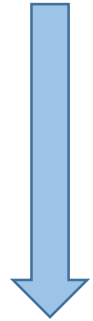




豊中市の取組み ～これまで～



【平成29年度】



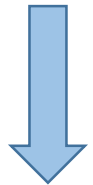
防災・福祉ささえあいづくり推進事業

平常時の福祉活動（地域の支え合い）を活かした災害時の支援体制づくり

- ☑ 地震災害時の支援を想定
- ☑ 地域団体との協定締結により避難行動要支援者名簿を提供（年2回提供）
- ☑ 名簿の取扱いに関して個人情報保護の研修会
- ☑ 名簿をもとに小学校区毎に安否確認訓練（年1回）を実施
- ☐ 自力避難できない人への避難支援

未整備

【令和2年度】



要配慮者支援対策検討会議の設置

【目的】 防災福祉ささえあいづくり推進事業、福祉避難所の体制整備、個別避難計画の作成など、要配慮者の避難支援対策に関することを検討

【構成】 福祉部局＋防災部局

【令和3年度】



災害時個別避難計画推進部会の設置（R3年8月設置）

【位置づけ】 要配慮者支援対策検討会議の部会

【構成】 行政（福祉・防災部局）＋ 障害福祉・介護事業者、地域関係団体 など



豊中市の取組み ～これまで～

《災害時個別避難計画推進部会》（令和3年8月設置）

位置づけ	構成員
部会長	地域共生課長
部会員	危機管理課長
	障害福祉課長
	長寿社会政策課長
	長寿安心課長



位置づけ	構成員
オブザーバー	豊中市社会福祉協議会
	高齢分野
	介護保険事業者連絡会
	地域包括支援センター連絡協議会
	障害分野
	障害相談支援ネットワークえん
	総合支援施設みずほおおぞら
	地域団体
	民生・児童委員協議会連合会
	校区福祉委員会 会長会
	自主防災活動団体連絡会議

今後は
当事者団体の
参画も予定

※部会は2部構成で運営

- ①関係部局会議（市＋社会福祉協議会）
- ②全体会議（市＋全オブザーバー）

【おもな検討・取組事項】

- ①優先して計画作成を進める対象者の基準づくり
- ②計画作成までの手順・流れの確立、計画作成マニュアルづくり
- ③地域の避難協力者を確保するしくみづくり
- ④モデル事業の実施
- ⑤全市展開に向けた取組手法の検討



豊中市の取組み ～すべてのSTEP～



※ 災害時個別避難計画推進部会を中心に取組みを進める

STEP① 準備

【令和3年度】

《検討・推進体制の構築》

災害時個別避難計画推進部会の設置

STEP② 骨格づくり

《災害時個別避難計画作成を推進するための基本的方針の検討》

優先作成対象者の基準、作成までの手順、計画に盛り込む事項、避難協力者確保のしくみなど基本的な考え方の検討

STEP③ 試行・検証

【令和4年度】

《モデル事業の実施》

基本的な考え方に基づきモデル事業を実施⇒考え方の検証・必要な軌道修正

STEP④ 全市展開の準備

【令和5年度】

《個別避難計画作成開始に向けた準備》

- ・計画作成のためのマニュアル（手順や手法）づくり
- ・全市展開（全対象者の作成）を進める手法（モデル地区など段階的推進）の検討
- ・避難協力者確保に向けた事業展開（①住民啓発）

STEP⑤ 本格実施(1)

【令和6年度】

《優先対象者の個別避難計画の作成開始》

- ・福祉専門職への研修会（計画作成支援の手順など）
- ・避難協力者確保に向けた事業展開（②協力者の募集・登録事業）

STEP⑥ 本格実施(2)

【令和7年度】

《優先対象者以外の個別避難計画の作成開始》

- ・住民啓発（自助：自力作成、共助：地域による作成支援）
- ・作成を支援する体制づくり



基本的方針の内容

※ 災害時個別避難計画推進部会を中心に取組みを進める

STEP① 準備

【令和3年度】

≪ 検討・推進体制の構築 ≫

災害時個別避難計画推進部会の設置

STEP② 骨格づくり

≪ 災害時個別避難計画作成を推進するための基本的方針の検討 ≫

優先作成対象者の基準、作成までの手順、計画に盛込む事項、避難協力者確保のしくみなど基本的な考え方の検討

STEP③ 試行・検証

【令和4年度】

≪ モデル事業の実施 ≫

基本的な考え方に基づきモデル事業を実施⇒考え方の検証・必要な軌道修正

STEP④ 全市展開の準備

【令和5年度】

≪ 個別避難計画作成開始に向けた準備 ≫

- ・計画作成のためのマニュアル（手順や手法）づくり
- ・全市展開（全対象者の作成）を進める手法（モデル地区など段階的推進）の検討
- ・避難協力者確保に向けた事業展開（①住民啓発）

STEP⑤ 本格実施(1)

【令和6年度】

≪ 優先対象者の個別避難計画の作成開始 ≫

- ・福祉専門職への研修会（計画作成支援の手順など）
- ・避難協力者確保に向けた事業展開（②協力者の募集・登録事業）

STEP⑥ 本格実施(2)

【令和7年度】

≪ 優先対象者以外の個別避難計画の作成開始 ≫

- ・住民啓発（自助：自力作成、共助：地域による作成支援）
- ・作成を支援する体制づくり



基本の方針の内容

《推進にあたっての方針》

- 心身や社会的孤立の状況を踏まえて“**優先すべき人**”から計画作成を進める
- **地震に対応**できる体制づくりから進める

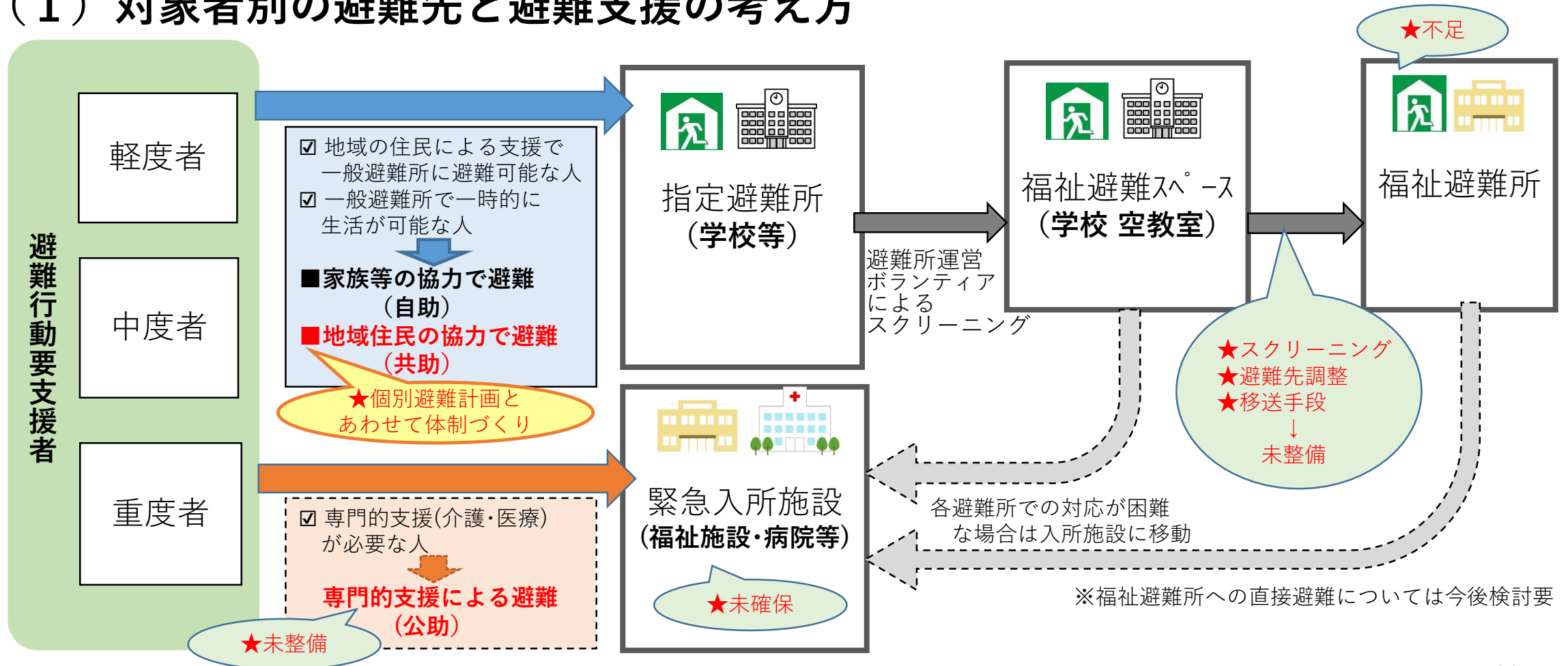
《各取組みにあつての考え方》

- (1) 対象者別の避難先と避難支援の考え方
- (2) 計画書に盛り込む事項（計画書様式）
- (3) 優先して計画作成する対象者の基準
- (4) 計画作成支援者（誰が支援して計画作成するのか？）
- (5) 計画作成に関する手順や流れ
- (6) 避難協力者を確保するための仕組み
- (7) 防災と福祉の連携による「誰ひとり取り残さない地域社会」づくり
- (8) 災害時の自助・共助・公助の考え方



基本的方針の内容

（１）対象者別の避難先と避難支援の考え方





基本の方針の内容



（２）計画書に盛り込む事項（計画書様式）

《個別避難計画（※現時点の案）》

- ☑ 基本情報（氏名・住所・生年月日など）
- ☑ 家族構成
- ☑ 緊急連絡先
- ☑ 身体状況（要介護度や障害手帳の等級など）
- ☑ 利用サービス（医療・介護等）
- ☑ 避難先や避難経路
- ☑ 避難時の携行品（薬等）
- ☑ 情報伝達、避難誘導時の留意事項
- ☑ 避難協力者・連絡先（+ 日中・夜間対応の可否）
- ☑ 計画を平常時に関係者へ提供することの同意欄



《私の防災チェックリスト》

【目的】

- ・避難準備（自助）を促すツールとして作成
- ・計画作成前にチェックして準備を促す

【内容】

- ☑ 私の心身状況
（歩行・視力・聴力・排泄・認知等）
- ☑ 住宅状況
（居住階・EV有無・耐震・家具転倒防止等）
- ☑ 避難を想定して普段から心がけること
（自分の避難先・避難協力してくれる人）
- ☑ 非常時の持出し品
- ☑ 普段からの備蓄品

【部会意見（地域団体から）】

- ・介護度や障害等級は不要
- ・地域に提供する個人情報は最小限に
- ・歩行に介助要、車椅子など避難支援に必要な情報のみに絞って！



基本的方針の内容



（３）優先して計画を作成する対象者の基準

【国】避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針

<優先度の検討にあたり考慮すべきポイント>

- ◆本人の心身状況、情報取得や判断への支援が必要な程度（重度要介護者、障害者、人工呼吸器などの事情）
- ◆独居等の居住実態、社会的孤立の状況（世帯に複数の要支援者がいる、家族の避難支援力が弱いなど）
- ◆地域におけるハザードの状況（洪水・津波・土砂災害の危険度想定）



【豊中市】現時点での考え方

<優先して計画作成を進める対象者>

介護・福祉サービスの利用状況	☒ 利用あり（＝自力・家族での日常生活が困難）
社会的孤立の状況	☒ 独居・高齢世帯 または ☒ 家族の支援がない
心身の状況	☒ 自力・家族での避難や避難判断が困難

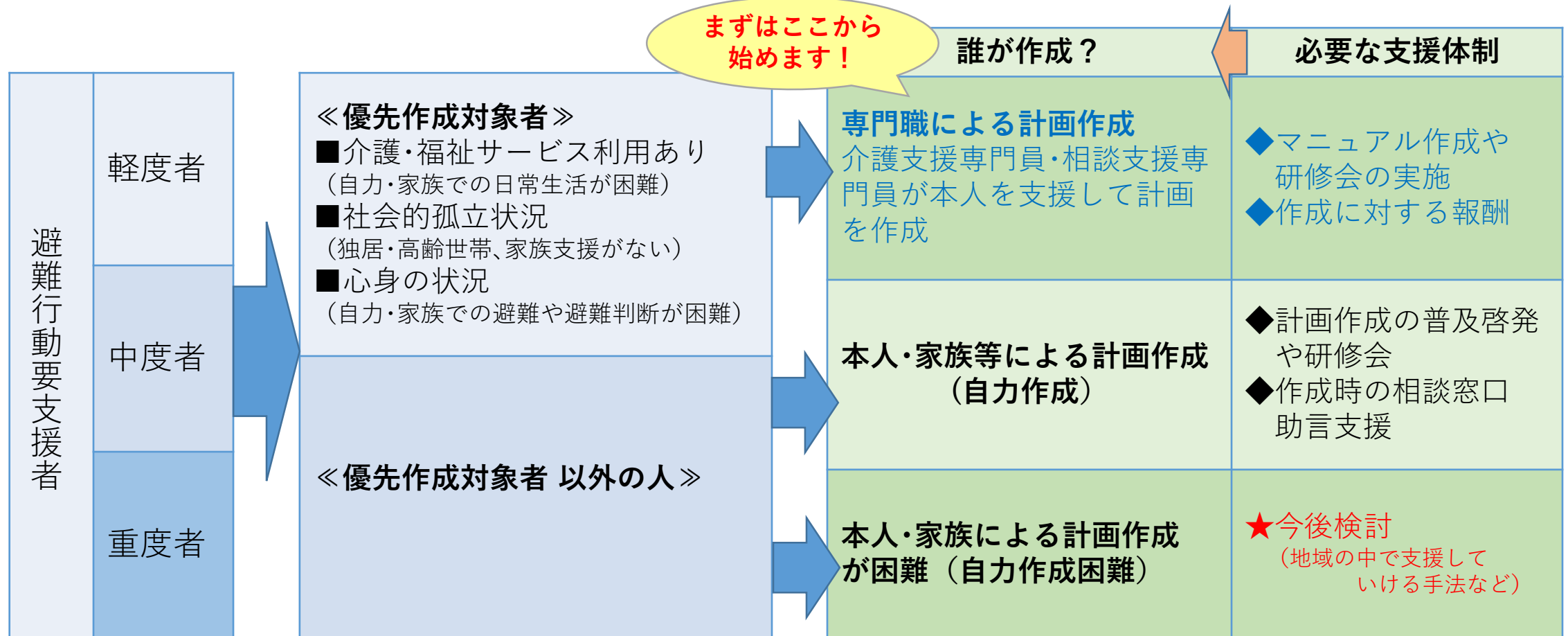
※ ハザード状況に関わらず支援が必要な対象者を優先する



基本的方針の内容



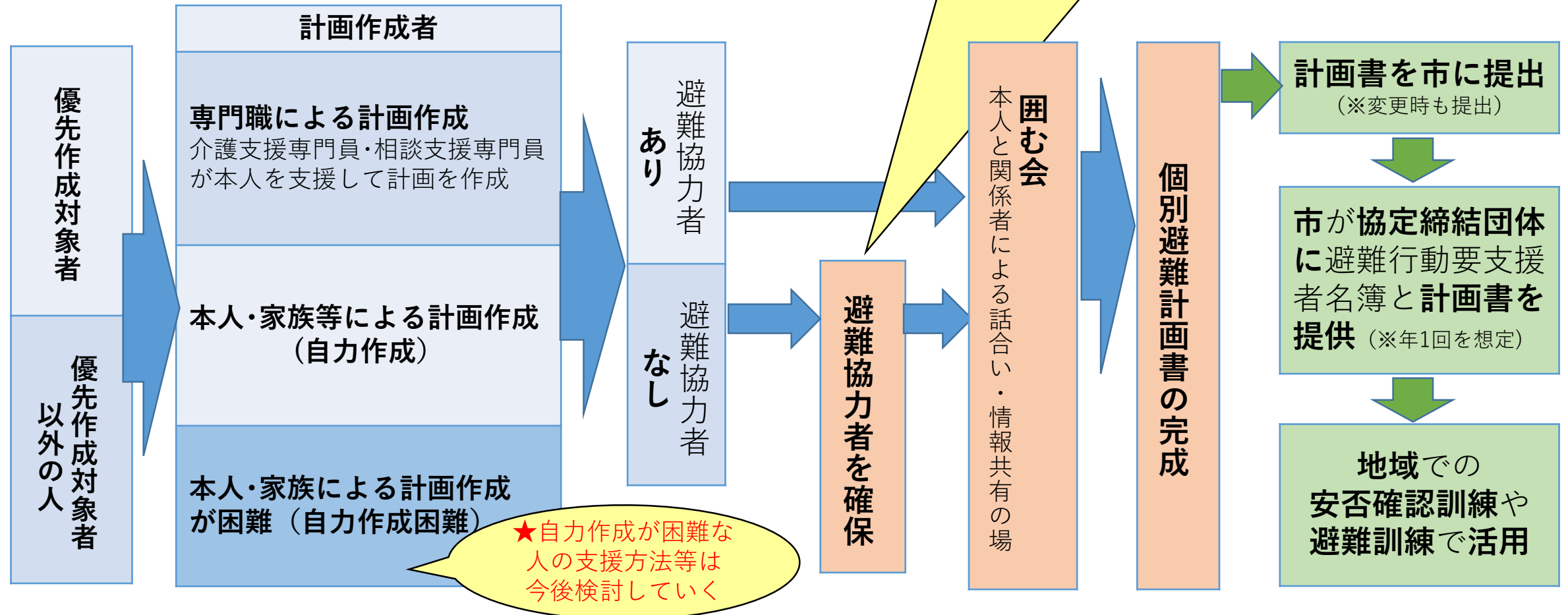
（４）計画作成支援者（誰が支援して計画作成するのか？）





基本的方針の内容

（５）計画作成に関する手順や流れ





基本的方針の内容

困む会

本人と関係者による話し合い・情報共有の場

《参加者》

本人・家族、介護支援専門員・相談支援専門員、サービス事業者、避難協力者など

《内容》

■ 本人の心身や生活の状況を皆で共有

- ☑ 歩行や日常動作能力
- ☑ 避難所までの介助方法
- ☑ 避難所で過ごせるか
- ☑ 家族や近隣との人間関係等
(支援が得られるかなど)

■ 避難支援に必要な情報を皆で共有する

- ☑ 避難所の場所
- ☑ 避難所までの経路や環境
(坂道・段差など)
- ☑ 日常からの避難の備えはできているか
(薬や杖等の避難時の持ち出し品など)

どんな支援が
必要かを皆で
話し合う



個別避難計画書の完成



計画書の内容を共有



避難に備えられる



計画書を完成させることも大切だが、作成過程を丁寧にする事で
いざ“避難”という時に実効性のある計画になる！



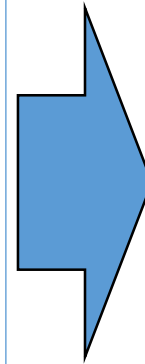
基本的方針の内容



（６）避難協力者を確保するための仕組み（イメージ）

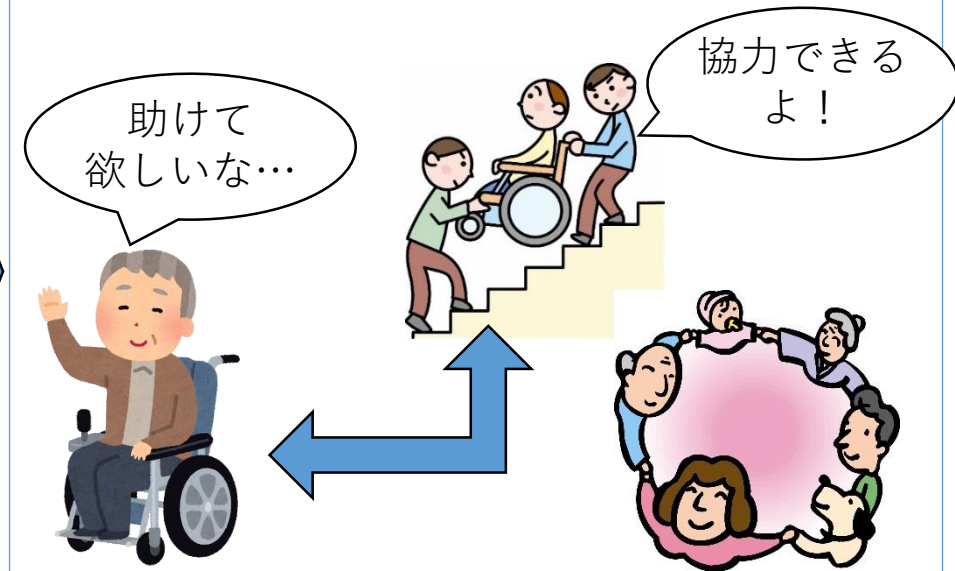
第 1 段階

多くの地域住民に知ってもらう



第 2 段階

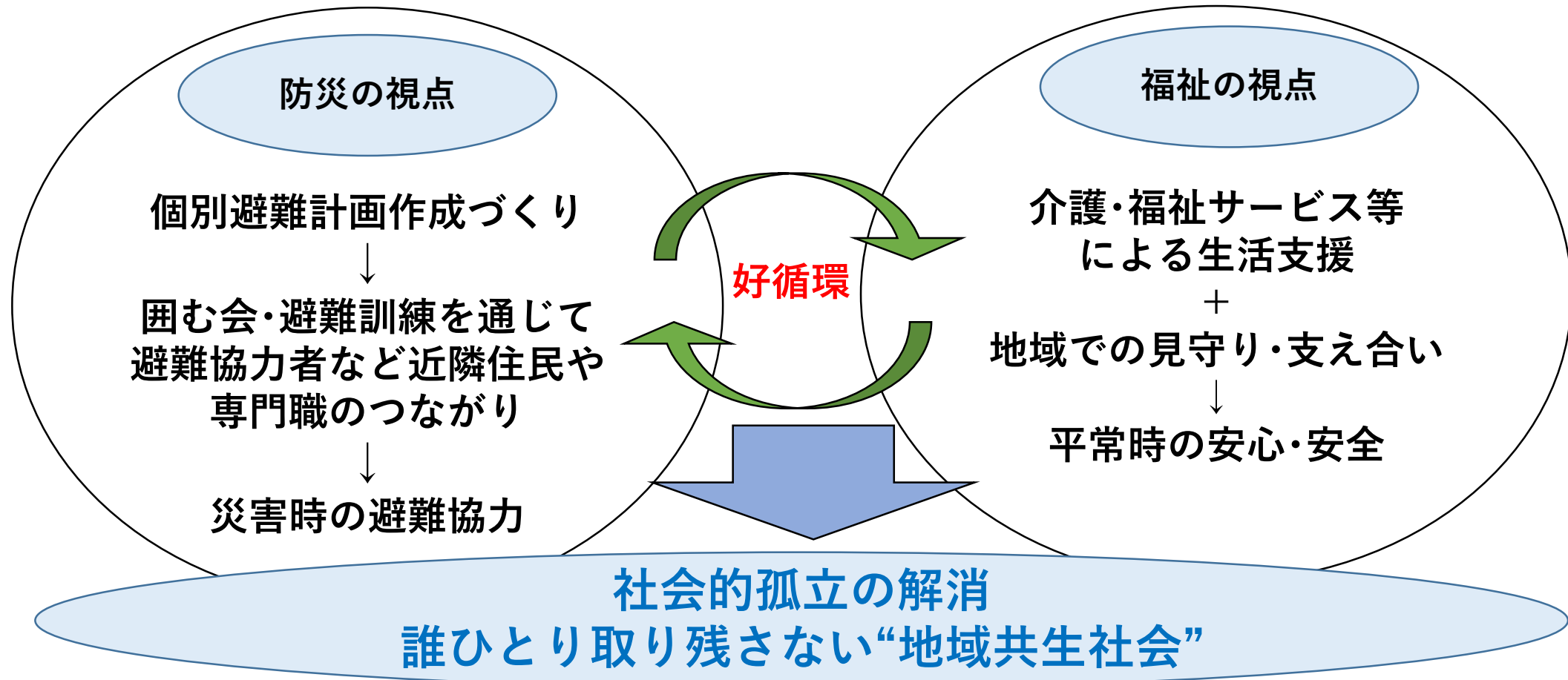
マッチングのしくみをつくる





基本的方針の内容

（７）防災と福祉の連携による “誰ひとり取り残さない” 地域づくり





モデル事業の実施について



《モデル事業のねらい》

- ☑ 計画作成までの手順や手法などを検証する（下記③）
- ☑ 地域における避難支援の土壌づくりに向けた取り組み手法を検証する（下記②）

《モデル事業の概要》

【実施時期】 令和4年度

- 【実施内容】
- ① モデル対象者（4事例）、モデル校区（小学校区2地区程度）選定
 - ② 福祉専門職(介護支援専門員等)や地域団体向けの啓発（研修会）を実施
 - ③ 対象者の計画作成～避難訓練を実施

【スケジュール】

取組内容	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
①モデル対象・地区の選定	➡			
②啓発（研修会）	➡			
③モデル対象者の計画作成・避難訓練		➡		



モデル事業の実施について

① モデル対象者について

【状態像】 次のすべての条件を満たす人（※ 専門職による計画作成を想定）

介護・福祉サービスの利用状況	☒ 利用あり（＝自力・家族での日常生活が困難）
社会的孤立の状況	☒ 独居・高齢世帯 または ☒ 家族の支援がない
心身の状況	☒ 自力・家族での避難や避難判断が困難 ☒ 地域住民による支援で一般避難所に避難可能 ☒ 一般避難所で一時的な生活が可能
その他	☒ 避難行動要支援者名簿に登録があること 注）ハザードの状況は考慮しない

【モデル例】 つぎの 4 例を選定する

A) 高齢者モデル①	独居世帯で、要支援～要介護2（歩行に一部介助）
B) 高齢者モデル②	高齢世帯で家族支援力が弱い、要介護3以上（車椅子介助）
C) 身体障害者モデル	身障1級（車椅子介助）、独居または家族支援力が弱い
D) 知的障害者モデル	療育Aで独居世帯 など

★知的障害者など、
ふだん住民との接点
が少ない対象者
も選定することで、
モデル事業を通じて
交流・障害への理解
や支援などを知る機
会になる





モデル事業の実施について



② 地域団体や福祉専門職向けの啓発（研修会）

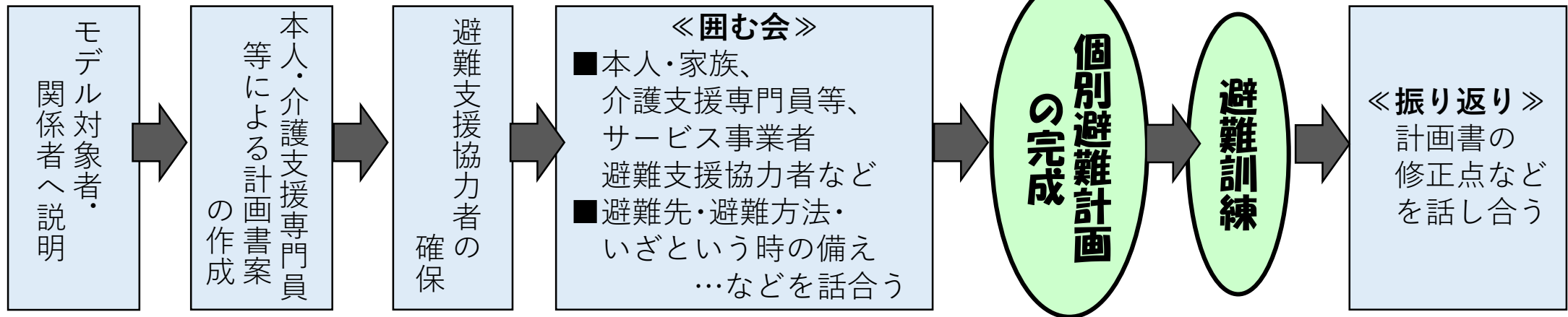
【対象者】

- 福祉専門職
（介護支援専門員・相談支援専門員）
- 地域住民
（防災・福祉ささえあいづくり推進事業協力団体）

【内 容】

- ・ 防災啓発（避難の備え等）
- ・ 個別避難計画とは、作成に向けて
- ・ 防災・福祉ささえあいづくり推進事業など
豊中市の災害支援のしくみ・取組み
- ・ 高齢者や障害者のケアや理解・・・など

③ 対象者の計画作成から避難訓練まで





全市展開に向けた進め方

※ 災害時個別避難計画推進部会を中心に取り組みを進める

STEP① 準備

【令和3年度】

《検討・推進体制の構築》

災害時個別避難計画推進部会の設置

STEP② 骨格づくり

《災害時個別避難計画作成を推進するための基本的方針の検討》

優先作成対象者の基準、作成までの手順、計画に盛込む事項、避難協力者確保のしくみなど基本的な考え方の検討

STEP③ 試行・検証

【令和4年度】

《モデル事業の実施》

基本的な考え方に基づきモデル事業を実施⇒考え方の検証・必要な軌道修正

STEP④ 全市展開の準備

【令和5年度】

《個別避難計画作成開始に向けた準備》

- ・計画作成のためのマニュアル（手順や手法）づくり
- ・全市展開（全対象者の作成）を進める手法（モデル地区など段階的推進）の検討
- ・避難協力者確保に向けた事業展開（①住民啓発）

STEP⑤ 本格実施(1)

【令和6年度】

《優先対象者の個別避難計画の作成開始》

- ・福祉専門職への研修会（計画作成支援の手順など）
- ・避難協力者確保に向けた事業展開（②協力者の募集・登録事業）

STEP⑥ 本格実施(2)

【令和7年度】

《優先対象者以外の個別避難計画の作成開始》

- ・住民啓発（自助：自力作成、共助：地域による作成支援）
- ・作成を支援する体制づくり



全市展開に向けた進め方

- ・避難行動要支援者名簿の全対象者（約15,000人）の計画作成を一度に進めるのは困難
- ・まずは優先対象者の作成から進めるが、それでも一度に進めるのは非現実的
- ・以下は、現段階での優先対象者の作成の進め方の案

《取組例①》 モデル地区方式

協力が得られる（支援力が高い等）地区を選定して、地区内の対象者の計画作成を進める

《取組例②》 ハイリスク抽出方式

介護支援専門員等へのアンケート調査により「ハイリスク者で作成を希望する人」を抽出

【要件案】☒ 比較的重度の人

（移動に車椅子がいる、重度知的障害など。医療ケア要は除外）

☒ 地域住民で避難支援可能 + 一般避難所で過ごせる人

☒ 家族支援力なし（独居、高齢世帯など）

《取組例③》 ① + ② 方式

本人・専門職の協力が得られる人から進めるという考え方



おさらい ～次のSTEP～



※ 災害時個別避難計画推進部会を中心に取り組みを進める

STEP① 準備	【令和3年度】	≪ 検討・推進体制の構築 ≫ 災害時個別避難計画推進部会の設置
STEP② 骨格づくり		≪ 災害時個別避難計画作成を推進するための基本的方針の検討 ≫ 優先作成対象者の基準、作成までの手順、計画に盛込む事項、避難協力者確保のしくみなど 基本的な考え方の検討
STEP③ 試行・検証	【令和4年度】	≪ モデル事業の実施 ≫ 基本的な考え方にに基づきモデル事業を実施⇒考え方の検証・必要な軌道修正
STEP④ 全市展開の準備	【令和5年度】	≪ 個別避難計画作成開始に向けた準備 ≫ ・ 計画作成のためのマニュアル（手順や手法）づくり ・ 全市展開（全対象者の作成）を進める手法（モデル地区など段階的推進）の検討 ・ 避難協力者確保に向けた事業展開（①住民啓発）
STEP⑤ 本格実施(1)	【令和6年度】	≪ 優先対象者の個別避難計画の作成開始 ≫ ・ 福祉専門職への研修会（計画作成支援の手順など） ・ 避難協力者確保に向けた事業展開（②協力者の募集・登録事業）
STEP⑥ 本格実施(2)	【令和7年度】	≪ 優先対象者以外の個別避難計画の作成開始 ≫ ・ 住民啓発（自助：自力作成、共助：地域による作成支援） ・ 作成を支援する体制づくり

ご清聴ありがとう
ございました

